

●申告期間・会場の確認を！青色申告は税務署で！！

役場での受付期間 >>> 2月16日金～3月15日金

申告会場 役場1階特1会議室 9時～16時(土・日・祝日は除く)

■役場では2月25日回9時～16時に申告を受け付けます

田川税務署

での受付期間 >>> 2月16日金～3月15日金

申告会場 田川税務署(田川市) 9時～16時(土・日・祝日は除く)



- ▶ 入場整理券を配布します。配布状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります
- ▶ 37.5度以上の発熱がある場合は、来場をお控えください
- ▶ 電子申告や郵送提出にご協力をお願いします
- ▶ 青色申告や上場株式等に係る損益通算の繰越控除などがある人は、田川税務署で申告をしてください。また、田川税務署で不動産の売却や贈与税の申告相談を希望する人は、期間中の火曜日から金曜日(要事前予約：☎44-0430)の間にお越しください。

●申告前の書類チェック！早めの用意をお願いします！！

■所得税の確定申告や住民税申告のときに必要なもの

- ▶ 給与や公的年金の源泉徴収票など収入のわかるもの
- ▶ 医療費控除を受ける人は医療費明細書や領収書(補てんされた金額のわかるもの)
- ▶ 営業や農業所得などの収支内訳書
- ▶ 事前の集計をお願いします。
- ▶ 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ▶ マイナンバーカードや通知カード
- ▶ 障害者控除を受ける人は障害者手帳などの証明
- ▶ 申告する本人名義の通帳など口座番号のわかるもの
- ▶ 寄附金控除を受ける人は領収書や受領書

■インターネットで確定申告がおすすめです

インターネット環境がある人は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、所得税や消費税の申告書・青色申告決算書などを自分で簡単に作成できます。また、そのままe-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信することもできます。

※スマートフォンとマイナンバーカードがあればICカードリーダーライターは不要です。詳しくは国税庁ホームページで確認ください。

↑確定申告書作成コーナーはコチラから



■納税には振替納税やスマホアプリ納付を

所得税などの納付は、振替日に指定の預貯金口座から自動引き落としされる振替納税が簡単、便利、安全です。一度手続きすれば、来年以降の納付も継続して利用できます。新たに振替納税を利用する場合は、預貯金口座振替依頼書をオンライン、または書面で納付の期限までに田川税務署に提出してください。

また、スマホアプリ納付は専用サイトから普段利用しているPay払いを選択して納付できます。

令和5年分

確定申告



今年も税の申告が始まります。障害年金や遺族年金を受給している人、収入がなく扶養になっている人も申告が必要な場合がありますので、期間中に役場で申告を行ってください。

●申告前にまずチェック！申告が必要か確認を！！

税の申告と聞けば難しいイメージを持たれていませんか。「令和5年中に収入があったが、どう申告していいかわからない」、「収入は無いけど申告しなくてはいけないの」など、申告に迷う人は次のフローチャートで申告が必要か、確認ください。申告が必要なときは、その方法や必要書類など役場住民課税務・滞納対策係まで気軽に相談ください。

